



【coffee break】 2010.03.11

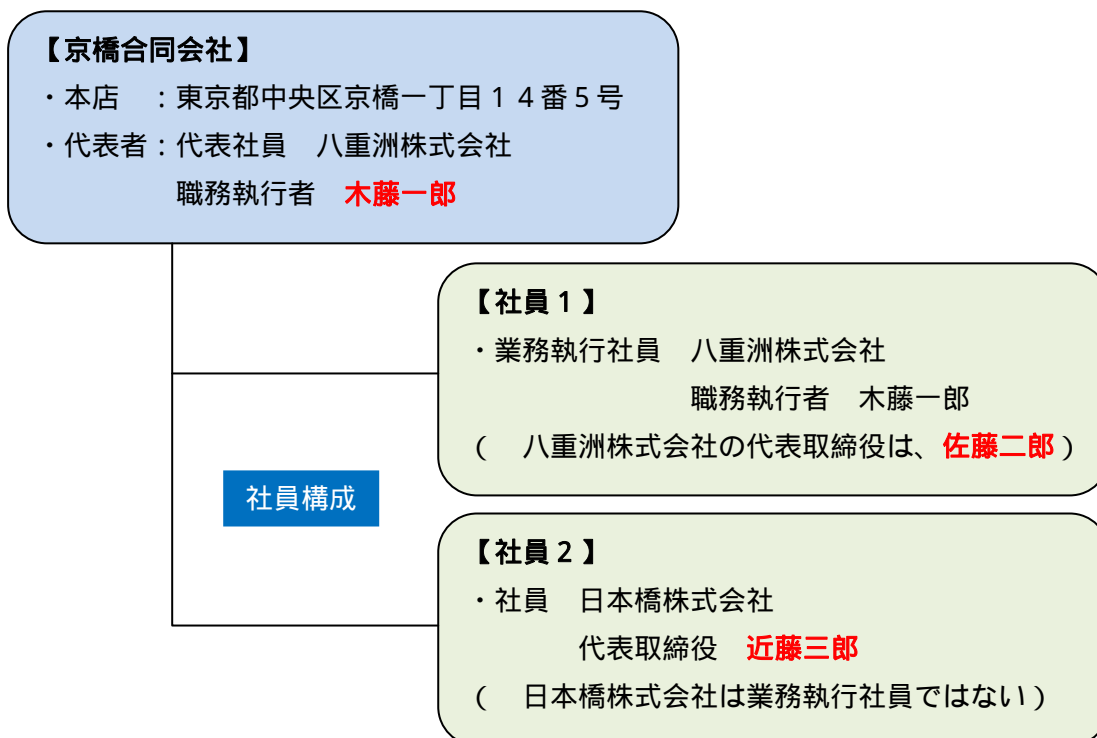
合同会社の社員の捺印について

合同会社の社員の捺印について

平成 18 年 5 月 1 日に会社法が施行されまして新しく登場しました「合同会社」も、不動産証券化業界ではすっかりおなじみの SPC となりました。しかし、「業務執行社員」「代表社員」「職務執行者」の権限など、なかなか理解しづらいところもあるかと存じます。

今回は、東京司法書士協同組合さん発行の電子メールマガジン「ウィークリー T S K ネット」2010/3/10 第 523 号を題材としまして、特にお客様にご留意頂きたい捺印についてご案内したいと存じます。

< 事例 >



< 法律的位置付けの確認 >

ウィークリー T S K ネット 2010/3/10 第 523 号を題材として
(以下、断りがなければ、第 523 号からの引用です)

「合同会社の業務執行社員が法人である場合の職務執行者と法人の 代表者の権限について」

持分会社の業務執行社員が法人である場合には、当該法人は職務執行者を選任しなければなりません。(会社法 598 条 1 項)

持分会社の「業務執行社員ではない社員」が法人である場合には、社員たる当該法人の行為は、「当該法人の代表者」が行うこととなります。
(括弧のくくりのみ、kido office が追記)

kido office : 上記を事例に当てはめてみますと下記のようになります。

- ・持分会社の「業務執行社員ではない社員」が法人
日本橋株式会社
- ・「当該法人の代表者」
代表取締役 近藤三郎

法人である業務執行社員の行為は、全て職務執行者が行うということではなく、当該法人の代表者が行うべきものもあり、どのような行為について、職務執行者が行い、どのような行為が法人の代表者が行うべき(職務執行者が行えない)ものであるかということの整理です。

kido office : 上記を事例に当てはめてみますと下記のようになります。

業務執行社員である八重洲株式会社の行為について

(イ) どのような行為は、木藤一郎が行うべきか？

(ロ) どのような行為は、佐藤二郎が行うべきか？

持分会社の業務執行社員である法人が行う行為については、

当該持分会社の業務執行にかかるもの

業務執行にかからないもの

とに分けられます。

については、職務執行者が行い、については法人の代表者が行うこととなります。

kido office : 上記を事例に当てはめてみますと下記のようになります。

当該持分会社の業務執行にかかるもの

職務執行者・木藤一郎が行う

業務執行にかからないもの

代表取締役・佐藤二郎が行う

株式会社でいうところの、(代表)取締役(経営者)が行う行為については、職務執行者が行い、株主が行う行為については業務執行社員たる法人の代表者が行うこととなるというイメージのようです。以上参考までに。(I・S)

以上、ウィークリーTSKネット 2010/3/10 第523号の引用でした。

この場をお借りしまして、引用のご了承を頂きました東京司法書士協同組合さんに厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

< 検討 >

それでは上記議論を踏まえまして、具体的なケースでの捺印権者及び押印すべき印鑑に付きまして検討をしたいと存じます。

検討事例

当事者は京橋合同会社。

今般、東京都中央区から東京都港区へ本店移転を予定（管轄外移転）。

総社員の同意により、定款を変更。

定款第3条、当社の本店を東京都港区に置く

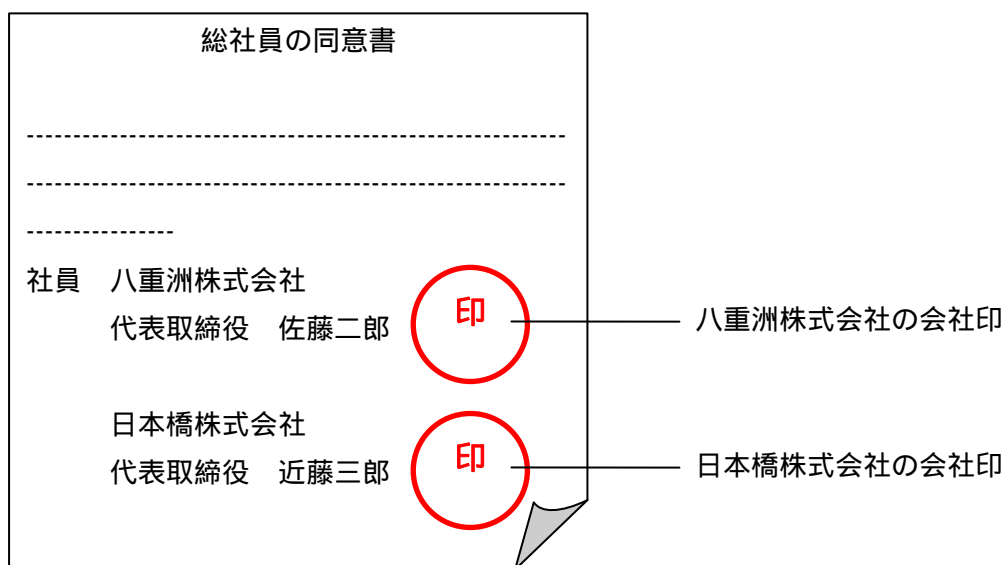
業務執行社員の決定により具体的な本店所在場所を定める。

新本店：東京都港区虎ノ門一丁目 番 号

「総社員の同意書」について

- ・こちらは業務執行社員も、それ以外の社員も、全ての社員が同意したことを示す書面です。
- ・株式会社の「株主総会議事録」や「総株主の同意書」と類似しております。

よって、この同意書に八重洲株式会社が押印する場合は下記のようになります。



「業務執行社員の決定書」について

- ・こちらは業務執行社員が当該合同会社の役員として決定した事項を示す書面です。
- ・株式会社の取締役会議事録や取締役決定書と類似しております。

よって、この決定書に八重洲株式会社が押印する場合は下記のようになります。



つまり、同じ「八重洲株式会社」でも行う行為によって、捺印者及び印鑑が当然に変わります。

こちらは、冷静沈着にドキュメントの内容及び法律行為を確認すれば、誰が権限者で、どの印鑑を押すべきか、と言うことは容易にジャッジできると思います。

しかし、deal がクローズ間際で慌ただしくなっている状況下での瞬時の判断はなかなか難しい場合もありますね。投資対象ビークルの会社実印は AM 様が保管されていて、倒産隔離のための親会社・一般社団法人の法人実印は事務委託会社様（税務会計事務所様）が保管されているケースでは、ハンコの押し間違いは甚大なロスタイムになる可能性もございます。

また、今回の事例は業務執行社員が「株式会社」でしたが、「合同会社」の場合ですともう1名、職務執行者が議論に登場することになり、少々複雑になります。

合同会社の社員の捺印につきましては、特に職務執行者の理解と兼ねて、取っつきにくい面もございますが、こちらをマスターしますと、LLP（有限責任事業組合）、LPS（投資事業有限責任組合）などにも応用が利きますので大変便利です。

これからも皆様の deal が滞りなくクローズすることをご祈念申し上げます。
捺印権者等でご不明な点がございましたら、ご遠慮なく弊事務所までお問い合わせ下さい。



司法書士 木藤事務所
K I D O OFFICE